第２期
鹿児島市文化芸術推進基本計画

素案

鹿児島市

目　次

第１章　策定にあたって
１　策定の趣旨　・・・

第１章　策定にあたって

１　策定の趣旨

文化芸術は、豊かな人間性や創造性を育み、生活に潤いや自分らしく生きる力をもたらすなど、人が心豊かに生きる上で欠かせないものであり、市民の社会参加や相互理解を促進するとともに、創造的で活力ある社会を形成する原動力にもなります。

本市は、黒田清輝、藤島武二、海老原喜之助などの日本を代表する洋画家を輩出し、海音寺潮五郎や林芙美子、椋鳩十、向田邦子など優れた文筆家ゆかりの地であるほか、日本吹奏楽のさきがけである薩摩藩軍楽隊を生み出すなど、文化芸術に関係が深い都市であるとともに、市内各地には長い歴史の中で受け継がれてきた伝統芸能や史跡をはじめとする多様で豊かな地域文化があります。

このような中、本市では、心の豊かさをもたらす市民文化の創造に向けて、本市の文化芸術に関する施策の方向性を示すとともに、総合的かつ計画的に施策を推進するため令和４年３月に「鹿児島市文化芸術推進基本計画」（以下「第１期計画」という。）を策定し、文化芸術に触れ親しむ機会の充実や次代の文化芸術の担い手の育成、文化芸術を生かしたまちづくりの推進などに取り組んできました。

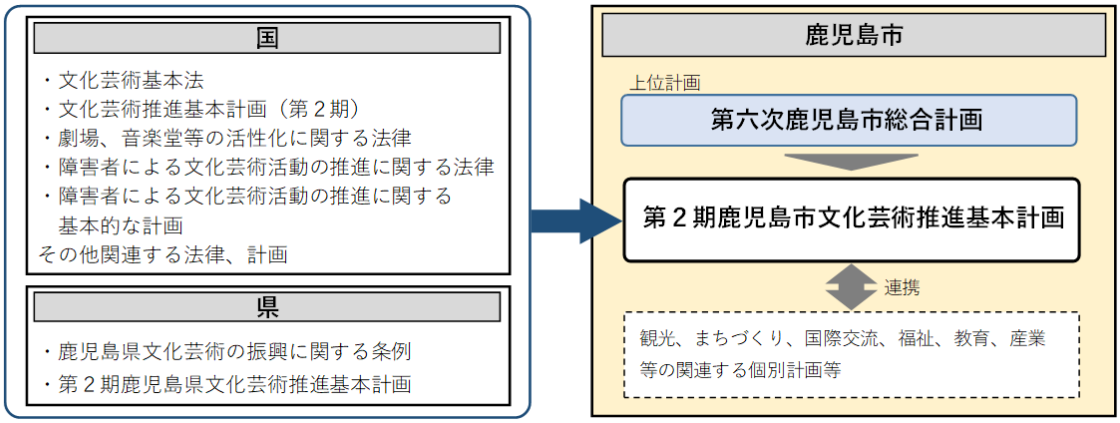
第１期計画が令和８年度末に終了することから、これまでの取組の成果と課題や急激な少子高齢化の進行、デジタル化の急速な進歩といった文化芸術を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、「第２期鹿児島市文化芸術推進基本計画」（以下「第２期計画」という。）を策定するものです。

2　計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、関連する法律や国、県の計画等を踏まえ、第六次鹿児島市総合計画に掲げる都市像「つながる人・まち　彩りあふれる　躍動都市・かごしま」の実現に向け、文化芸術に関する取組の方向性を示す個別計画として策定するものです。

また、文化芸術基本法に基づく「地方文化芸術推進基本計画」及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としての位置づけも有します。



(2) ＳＤＧｓとの関連

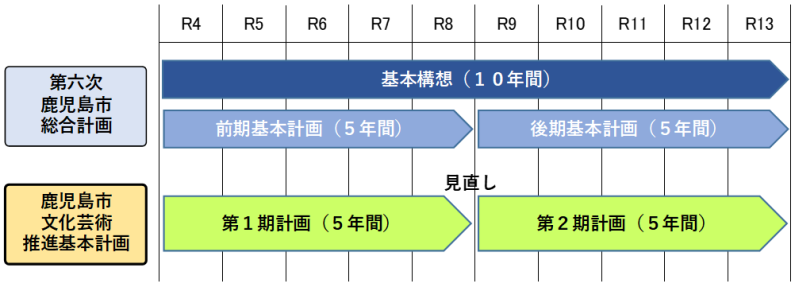
本計画に基づき更なる文化芸術の振興を図り、まちに活力をもたらす市民文化を創造することは、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）※の「４　質の高い教育をみんなに」や「11　住み続けられるまちづくりを」などの達成につながります。

＜本計画に関連する主なゴール＞



3　計画期間

第六次鹿児島市総合計画の後期基本計画の計画期間に合わせて、令和９年度から１３年度の５年間とします。



４　文化芸術の範囲

本計画における文化芸術の範囲は、文化芸術基本法に定める分野を中心にしながら、新たに生まれる文化芸術の表現についても配慮するものとします。

（文化芸術基本法に定める文化芸術の分野）

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化 国民娯楽等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化） 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

第２章　本市の文化政策を取り巻く状況

１　国、県の動向

(1) 国の動向

国においては、平成１３年に施行された文化芸術振興基本法に基づき「文化芸術立国」の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組を進めてきました。

一方、この間、少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流など関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになってきたことなどから、文化芸術振興基本法の一部を改正し、文化芸術基本法が平成２９年６月から施行されました。

同法においては、国における文化芸術推進基本計画の策定や地方公共団体における地方文化芸術推進基本計画策定の努力義務の規定が新たに設けられました。

平成３０年３月には、「文化芸術推進基本計画」が策定され、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、文化芸術立国を実現することを目指すこととされました。令和５年３月には、新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響や社会状況の変化等を踏まえ、「文化芸術推進基本計画（第２期）」が策定されました。

また、令和５年３月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第２期）」が策定され、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に定められた鑑賞・創造・発表等の施策について、総合的・複合的に推進することとされています。

さらに、令和３年４月には、文化財保護法の一部が改正され、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設されたほか、地方公共団体による文化財の登録制度が創設されました。令和４年４月には、博物館法が一部改正され、法律の目的に、社会教育法に加え、文化芸術基本法の精神に基づくことが新たに定められ、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化※が追加されるとともに、文化観光その他の活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことが努力義務とされました。

また、令和７年１２月には、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する国の考え方を示すものとして、

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が新たに策定されました。

(2) 県の動向

鹿児島県においては、国の法律改正などを踏まえ、令和３年３月に「鹿児島県文化芸術推進基本計画」が策定され、現在は、令和８年３月に策定された「第２期鹿児島県文化芸術推進基本計画」に基づき、取組が進められています。

２　社会状況の変化

(1) 人々のウェルビーイング向上のため、文化芸術が果たす役割の増大

国際的にも多様性、包括性、持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現に、文化芸術が大きく貢献することが共通認識となりつつあります。地球規模の課題に対する解決に向けた動きが活発化する中、人々のウェルビーイング※の向上を図るためにも、文化芸術が果たす役割が増大しています。

(2) 急激な少子高齢化

急激な少子高齢化の進行による人口減少等により、文化芸術の担い手が減少するとともに、地域における個性豊かな伝統文化を後世に伝えていく役割を担う子どもたちも減少しており、豊かな地域文化の衰退につながりかねない状況となっています。

(3) デジタル化の急速な進歩

デジタル化の急速な進歩に伴うデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の進展や生成ＡＩ※等の技術革新が、人々の生活様式とともに、文化芸術の活動形態やニーズにも影響を与えており、急激に活用が進むこれらの新たな技術について、文化芸術分野で有効に活用するための方策や課題を整理・検討することが求められています。

３　鹿児島市文化芸術推進基本計画（第１期計画）における取組状況

令和４年３月に策定した第１期計画においては、基本目標「文化芸術で多彩につながり未来をひらく　文化創造のまち　かごしま」を掲げ、５つの基本方針のもと、鹿児島市文化芸術推進会議を設置して、文化芸術に関する各種事業を実施してきました。主な事業及び成果と課題は次のとおりです。

第１期計画に関する主な事業

基本方針１　文化芸術に親しむ機会の充実　～触れる・感じる～

基本施策(1)　文化芸術に触れる機会の創出

・文化芸術イベントの開催（かごしままちなか文化彩等）

・ランチタイムコンサートの開催

基本施策(2)　誰もが文化芸術活動に参加できる環境づくり

・障害者による絵画等の作品展の開催

・高齢者を対象にした文化に関するイベントの開催（すこやか長寿まつり等）

基本施策(3)　文化施設の効果的な運営と情報の発信

・川商ホール（鹿児島市民文化ホール）、プリンパホール谷山（谷山サザンホール）の管理運営

・かごしま文化情報センター（ＫＣＩＣ）による情報発信

基本方針２　多様な文化芸術の創造　～創る～

基本施策(1)　多様な文化芸術活動への支援

・文化芸術団体等の創造的な文化芸術活動への支援
（市民文化祭の開催や文化芸術活動活性化補助金による文化芸術活動への支援等）

・市民の創作した美術作品の公募、展示や文化芸術活動の機会提供
（市民アートフェアかごしまの開催等）

基本方針３　次代の文化芸術の担い手の育成　～育む～

基本施策(1)　子ども・若者の文化芸術体験の促進と創造性の涵養

・小中学校や子育て支援施設への芸術家派遣

・小学生を対象としたミュージカル観劇会の実施

基本施策(2)　文化芸術活動を担う人材の育成

・鹿児島市春の新人賞による若手の芸術家の表彰

・鹿児島市立少年合唱隊の運営

基本方針４　地域固有の文化財の保存・活用・継承　～守る・つなぐ～

基本施策(1)　地域に残る貴重な文化財と世界文化遺産の保存･活用･継承

・文化財保存活用地域計画の作成

・文化財魅力発信ワークショップの開催

・世界文化遺産の保存・活用
（寺山炭窯跡石積の再復旧､「明治日本の産業革命遺産」世界文化遺産登録 10 周年記念シンポジウムの開催等）

基本施策(2)　地域伝統芸能の担い手の育成

・地域伝統芸能の保存団体への支援

・小学校等における郷土教育の取組

基本方針５　文化芸術を生かしたまちづくりの推進　～生かす～

基本施策(1)　観光、国際交流、福祉、教育、産業等の分野との連携

・文化芸術を生かした観光イベントの開催、支援（おはら祭、渋谷おはら祭等）

・クリエイティブ産業※振興の取組（マークメイザンの企画運営）

基本施策(2)　文化芸術を生かした地域の活性化

・文化芸術活動を生かした地域のまつりや地域コミュニティ※活動への支援
（谷山ふるさと祭、校区文化祭等への支援）

第１期計画の基本施策ごとの成果と課題

基本方針	基本施策	成果	課題
基本方針１ 文化芸術に親しむ機会の充実 ～触れる・感じる～	(1)　文化芸術に触れる機会の創出	・市民が身近な場所で文化芸術に触れることができる催しや講座の開催 ・優れた文化芸術の鑑賞機会の提供	・日常的に文化芸術と接点を持つ機会の創出
	(2)　誰もが文化芸術活動に参加できる環境づくり	・年齢や障害の有無、国籍等に関わらず、文化芸術活動に関わることができる環境づくり	・高齢者や障害者などが文化芸術イベントに参加しやすくなるような環境づくり
	(3)　文化施設の効果的な運営と情報の発信	・市民が利用しやすい文化芸術活動の拠点としての環境整備 ・多様な媒体を活用した文化芸術活動の情報発信	・多様な利用者が快適に利用できる文化施設の環境の充実 ・収蔵品の適切な保存と効果的な活用 ・オンライン媒体を活用したタイムリーで分かりやすい情報発信
基本方針２ 多様な文化芸術の創造 ～創る～	(1)　多様な文化芸術活動への支援	・新たな文化芸術や価値の創造につながる多様な文化芸術活動の支援	・市民の自律的・創造的な文化芸術活動のための支援
基本方針３ 次代の文化芸術の担い手の育成 ～育む～	(1)　子ども・若者の文化芸術体験の促進と創造性の涵養	・子どもや若者の豊かな感性や創造性を育むための文化芸術の魅力を感じる機会の充実	・子どもや若者が文化芸術体験を通してその魅力を感じる機会の更なる充実
	(2)　文化芸術活動を担う人材の育成	・文化芸術団体と連携した次代の文化芸術を担う人材の育成	・次代の文化芸術活動を担う人材育成の支援
基本方針４ 地域固有の文化財の保存・活用・継承 ～守る・つなぐ～	(1)　地域に残る貴重な文化財と世界文化遺産の保存・活用・継承	・文化財の魅力の発信による地域の活性化 ・「明治日本の産業革命遺産」の適切な管理保全と情報発信など	・文化財の適切な保存と効果的な活用による地域の活性化
	(2)　地域伝統芸能の担い手の育成	・教育分野や地域コミュニティとの連携等による地域伝統芸能の担い手の育成	・地域伝統芸能の次世代への継承
基本方針５ 文化芸術を生かしたまちづくりの推進 ～生かす～	(1)　観光、国際交流、福祉、教育、産業等の分野との連携	・各分野の連携による地域の文化資源を活用した取組	・各分野の連携による地域の文化資源を活用した取組の更なる展開
	(2)　文化芸術を生かした地域の活性化	・地域の魅力の再発見や多世代交流などにつながる取組	・域内外の人々も含めた更なる交流による地域の活性化

４ 文化芸術の振興に関する「まちかどコメンテーター」アンケート調査結果

本市では、令和７年８月に、市民の文化芸術に関する意識の実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするため文化芸術の振興に関する「まちかどコメンテーター」アンケート調査を実施しました。

その主な結果については、以下のとおりとなっています。

（文化芸術の振興に関する「まちかどコメンテーター」アンケート調査の実施方法）

調査対象：まちかどコメンテーター　４９１人

※市内に住むか通勤・通学する１８歳以上で一般公募及び住民基本台帳から無作為抽出した３，０００人から承諾いただいた方

調査期間：令和７年８月４日（月）～令和７年８月２２日（金）

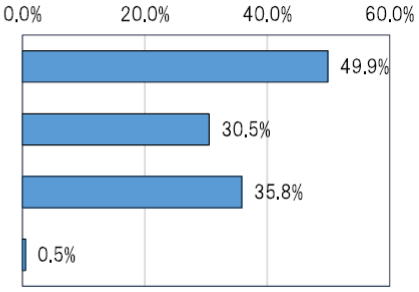
有効回答：３７７人（回収率７６．８％）

① 鑑賞の有無（複数回答可）

過去１年間に文化芸術を開催会場など現場で実際に鑑賞した人は４９．９％、自宅等（車や電車の中を含む）でテレビやインターネット等を通じて鑑賞した人は３０．５％、鑑賞していない人は、３５．８％となっています。現場や自宅等で文化芸術を鑑賞した人は６３．７％※となっており、成果指標「文化芸術を鑑賞した割合」の目標値（６９．０％）を達成できていない状況です。

※全体から「鑑賞していない（３５．８％）」と「無回答（０．５％）」を除いた数値。

選択肢	回答数	割合
開催会場など現場で実際に鑑賞した	188	49.9%
自宅等（車や電車の中を含む）でテレビやインターネット等を通じて鑑賞した	115	30.5%
鑑賞していない	135	35.8%
無回答	2	0.5%
サンプル数	377	100.0%

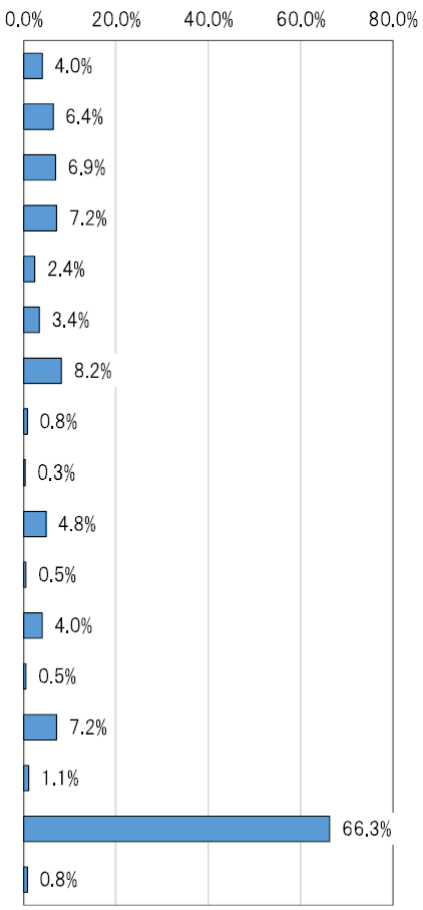


② 活動の有無（複数回答可）

過去１年間に文化芸術活動をした人は、３２．９%※となっており、成果指標「文化芸術活動をした割合」の目標値（３１．０%）を達成しました。

※全体から「活動していない（６６．３%）」と「無回答（０．８%）」を除いた数値。

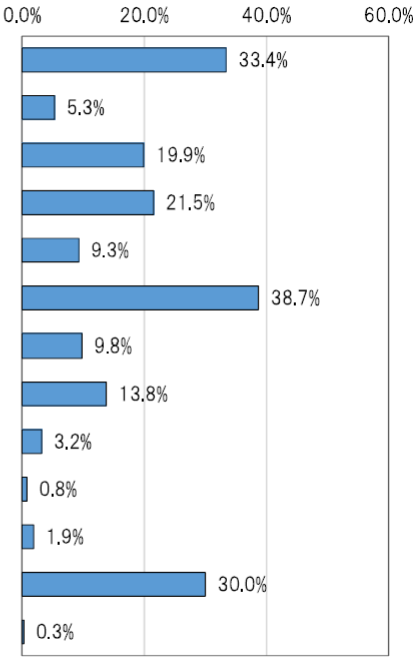
選択肢	回答数	割合
文学（小説、詩、短歌、俳句等）	15	4.0%
音楽（オペラ、オーケストラ、合唱、吹奏楽、邦楽等）	24	6.4%
音楽（ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲等）	26	6.9%
美術（絵画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真等）	27	7.2%
演劇（現代演劇、人形劇、ミュージカル等）	9	2.4%
舞踊（日本舞踊、バレエ、モダンダンス、コンテンポラリーダンス等）	13	3.4%
映画、漫画、アニメーション等	31	8.2%
伝統芸能（能、狂言、歌舞伎等）	3	0.8%
芸能（落語、漫談等）	1	0.3%
茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化	18	4.8%
囲碁、将棋など	2	0.5%
史跡、歴史的建造物	15	4.0%
地域の民俗芸能	2	0.5%
祭り、地域の伝統行事など	27	7.2%
その他	4	1.1%
活動していない	250	66.3%
無回答	3	0.8%
サンプル数	377	100.0%



③ 文化芸術に関連する施設利用の有無（複数回答可）

過去１年間に文化芸術に関連する施設を利用した人では、「市立図書館、天文館図書館」が３８．７％、「川商ホール（鹿児島市民文化ホール)」が３３．４％、「市立美術館」が２１．５％などとなっている一方で、利用したことがない人は、３０．０％となっています。

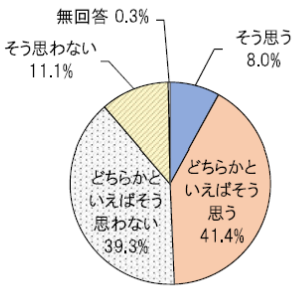
選択肢	回答数	割合
川商ホール(鹿児島市民文化ホール)	126	33.4%
谷山サザンホール	20	5.3%
かごしま近代文学館･メルヘン館	75	19.9%
市立美術館	81	21.5%
ふるさと考古歴史館	35	9.3%
市立図書館、天文館図書館	146	38.7%
サンエールかごしま	37	9.8%
地域公民館	52	13.8%
かごしま文化工芸村	12	3.2%
かごしま文化情報センター(KCIC)	3	0.8%
その他	7	1.9%
利用したことがない	113	30.0%
無回答	1	0.3%
サンプル数	377	100.0%



④ 文化芸術に関する情報の入手のしやすさ

文化芸術に関する情報の入手のしやすさについて、入手しやすいと思う人は「そう思う（８．０％）」と「どちらかといえばそう思う（４１．４％）」を合わせた４９．４％で、入手しにくいと思う人は、「どちらかといえばそう思わない（３９．３％）」と「そう思わない（１１．１％）」を合わせた５０．４％となっています。

選択肢	回答数	割合
そう思う	30	8.0%
どちらかといえばそう思う	156	41.4%
どちらかといえばそう思わない	148	39.3%
そう思わない	42	11.1%
無回答	1	0.3%
サンプル数	377	100.0%

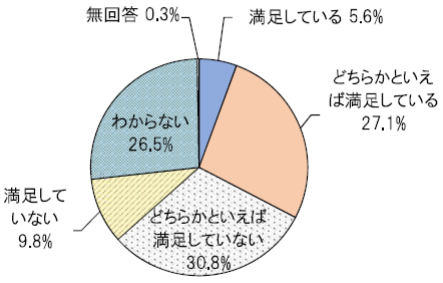


⑤ 本市の文化的環境の満足度

本市の文化的環境（文化施設の整備状況、文化芸術に関する鑑賞の機会、創作に参加する機会など）に満足している人は、「満足している（５．６％）」と「どちらかといえば満足している（２７．１％）」を合わせた３２．７％となっており、成果指標「文化的環境の満足度」の目標値（４０．０％）を達成できていない状況です。

一方で、満足していない人は、「どちらかといえば満足していない（３０．８％）」と「満足していない（９．８％）」を合わせた４０．６％となっています。

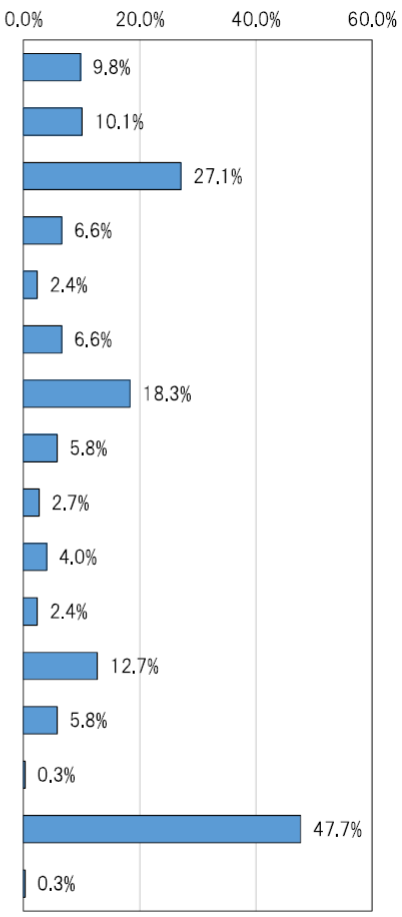
選択肢	回答数	割合
満足している	21	5.6%
どちらかといえば満足している	102	27.1%
どちらかといえば満足していない	116	30.8%
満足していない	37	9.8%
わからない	100	26.5%
無回答	1	0.3%
サンプル数	377	100.0%



⑥ 本市の文化芸術の取組の認知度（複数回答可）

本市で実施している文化芸術に関する事業について、知っている取組では、「小中学校への芸術家派遣や演劇等の鑑賞機会の提供」が２７．１％、次いで「ランチタイムコンサート：毎週金曜日に市役所みなと大通り別館にて行う」が１８．３％、「アジア青少年芸術祭：アジア各国の異文化を体験する」が１２．７％などとなっている一方で、知らない人が４７．７％となっています。

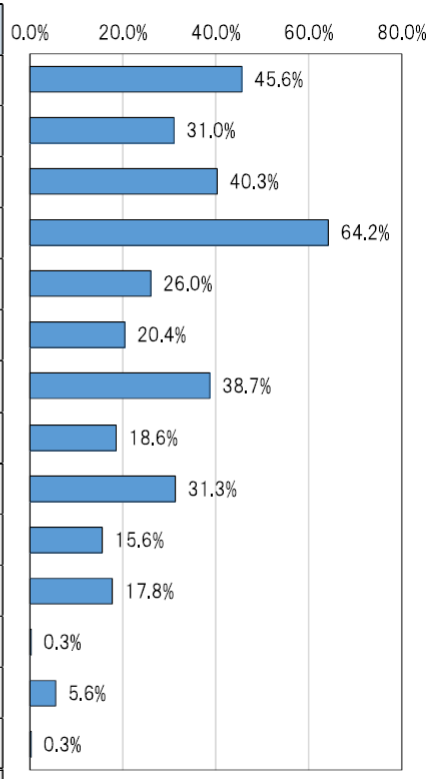
選択肢	回答数	割合
かごしままちなか文化彩：多彩な文化芸術に触れ、楽しむイベント	37	9.8%
市民文化祭：文化芸術団体との共催による	38	10.1%
小中学校への芸術家派遣や演劇等の鑑賞機会の提供	102	27.1%
春の新人賞：若手の芸術家を表彰する	25	6.6%
文化芸術活動活性化補助金：文化芸術活動を支援する	9	2.4%
鹿児島市ふるさと芸能祭：市内の地域伝統芸能を披露する	25	6.6%
ランチタイムコンサート：毎週金曜日に市役所みなと大通り別館にて行う	69	18.3%
ふれてみよう！かごんま弁事業：小中学校における鹿児島弁普及活動への支援	22	5.8%
かごしま文化情報センター（KCIC）：文化情報の発信を行う	10	2.7%
市民アートフェアかごしま：市民の創作した美術作品を展示する	15	4.0%
観光や地域のイベントにおける文化芸術団体の出演	9	2.4%
アジア青少年芸術祭：アジア各国の異文化を体験する	48	12.7%
かごしまクリエイター成長促進事業：鹿児島市内のクリエイターの成長を促進するため、クリエイターや事業者向けの複合型イベントを開催する。	22	5.8%
その他	1	0.3%
知っているものはない	180	47.7%
無回答	1	0.3%
サンプル数	377	100.0%



⑦ 文化芸術の振興による社会にもたらされる効果（複数回答可）

文化芸術の振興により社会にもたらされる効果として期待することは、「子どもの心豊かな成長」が６４．２％で最も多く、次いで「市民が生きる楽しみを見いだせる」が４５．６％、「地域に対する愛着や誇りの醸成」が４０．３％の順となっています。

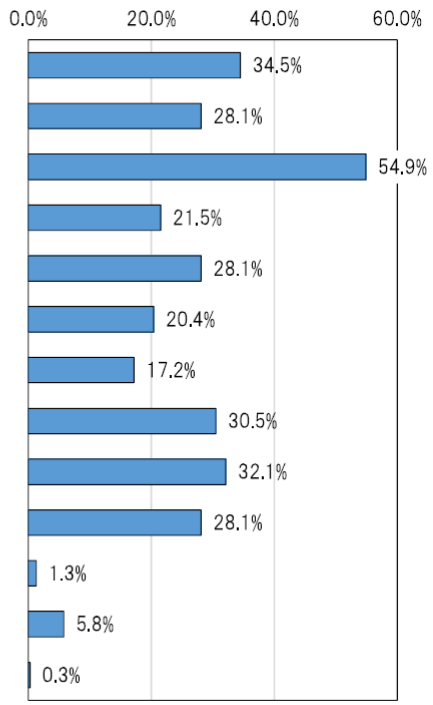
選択肢	回答数	割合
市民が生きる楽しみを見いだせる	172	45.6%
市民の創造性の向上	117	31.0%
地域に対する愛着や誇りの醸成	152	40.3%
子どもの心豊かな成長	242	64.2%
健康の増進（脳の活性化など）	98	26.0%
障害者や高齢者の活躍の場の創出	77	20.4%
地域社会の活性化	146	38.7%
国内外からの観光客の増加	70	18.6%
まちのイメージの向上	118	31.3%
産業創出や事業革新による経済の活性化	59	15.6%
国際交流の促進	67	17.8%
その他	1	0.3%
特になし	21	5.6%
無回答	1	0.3%
サンプル数	377	100.0%



⑧ 文化芸術を生かしたまちづくりに必要な取組（複数回答可）

文化芸術を生かしたまちづくりを行うために必要な取組は、「音楽祭、演劇祭、芸術祭などの大規模な文化芸術イベントの開催」が５４．９％で最も多く、次いで「文化芸術活動への資金的な支援」が３４．５％、「文化芸術を生かした政策（観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業）の展開」が３２．１％の順となっています。

選択肢	回答数	割合
文化芸術活動への資金的な支援	130	34.5%
伝統的な文化の保存と活用	106	28.1%
音楽祭、演劇祭、芸術祭などの大規模な文化芸術イベントの開催	207	54.9%
質の高い文化芸術活動家・団体の招(しょう)聘(へい)	81	21.5%
文化芸術に関する情報提供の充実	106	28.1%
文化芸術活動を担う人材の育成	77	20.4%
市民等の文化意識の高揚	65	17.2%
市民(団体)・学校・民間企業等と連携・協力した事業の推進	115	30.5%
文化芸術を生かした政策(観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業)の展開	121	32.1%
文化施設の整備・充実	106	28.1%
その他	5	1.3%
特になし	22	5.8%
無回答	1	0.3%
サンプル数	377	100.0%



この市民意識調査の結果から、市民が文化芸術に身近に触れ親しむ機会をさらに創出するとともに、文化芸術活動をしやすい環境づくりのため、利用しやすい文化施設の環境の整備や公演・展示等の充実に継続して取り組む必要があります。

また、文化施設や文化イベント、各種事業について効果的な広報・周知を行うとともに、文化芸術の魅力を分かりやすく伝える情報発信の充実が求められています。

引き続き、市民一人ひとりの心を潤し、まちに活力をもたらす文化芸術の振興に向けて、文化芸術団体や教育機関、ＮＰＯ※など多様な主体と連携・協働を図りながら、文化的環境の充実を図るための取組を進めていく必要があります。

第３章　基本方針・基本施策

１　基本目標

文化芸術の振興は、心豊かな市民生活の実現や活力ある社会の形成に寄与し、次代につなぐ持続可能な未来をひらくことにつながります。

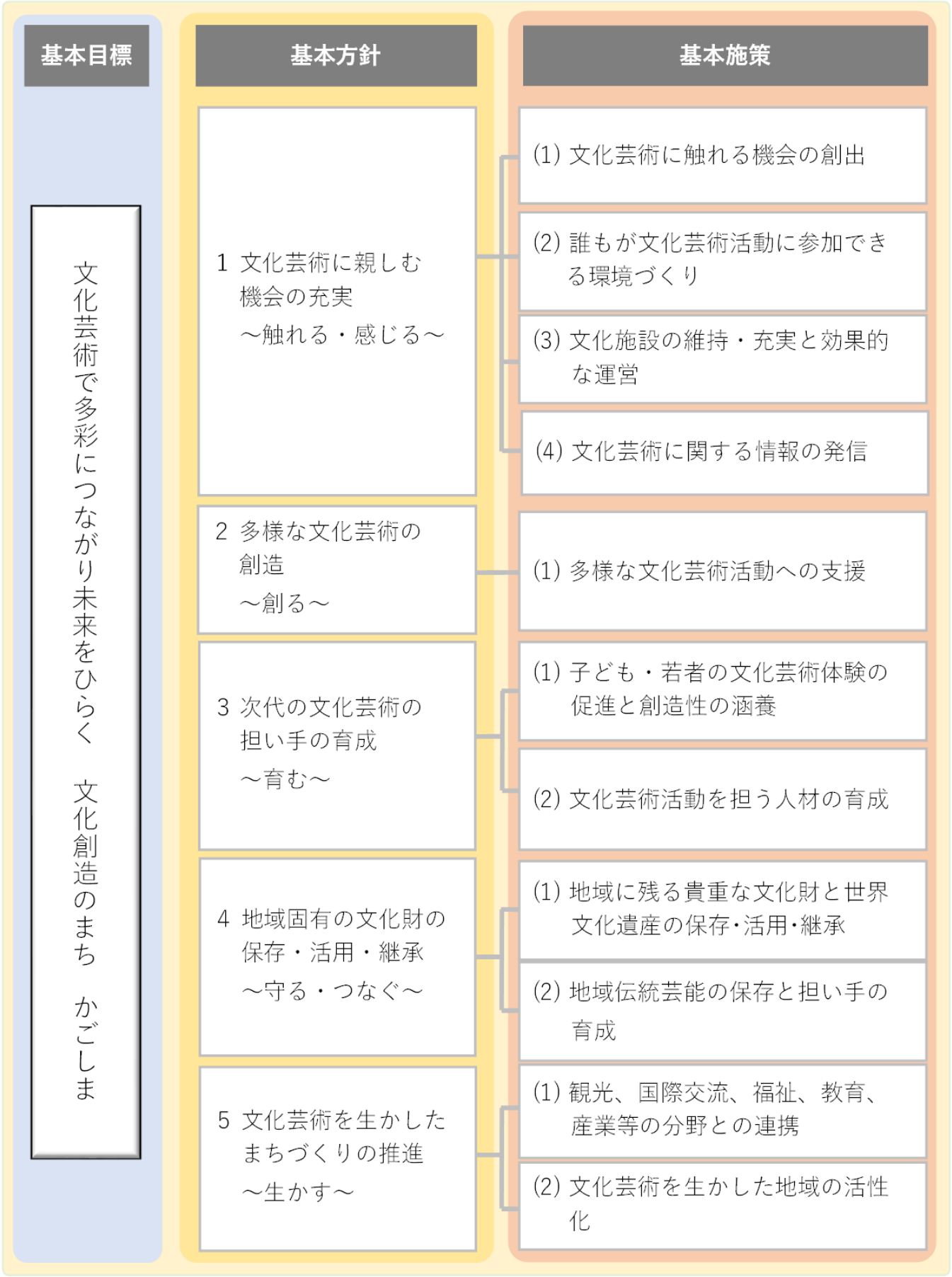
そのため、市民や文化芸術団体、事業者、行政などさまざまな主体が多彩につながり、文化芸術を継承、発展させるとともに、新たに創造することを目指し、本計画の基本目標を次のとおり掲げます。

文化芸術で多彩につながり未来をひらく

文化創造のまち　かごしま

2　計画の体系

基本目標を目指し、次のとおり５つの基本方針を定め、これに基づいて各基本施策を展開します。



３　施策の展開

基本方針１　文化芸術に親しむ機会の充実　～触れる・感じる～

文化芸術は、人間性や創造性を育むとともに、生活に潤いをもたらすなど、人が心豊かに生きる上で欠かせないものであり、年齢や障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域に関わらず、市民が文化芸術に触れ、体感し、そして自ら文化芸術活動を行うことができることが大切です。

本市では、文化芸術に触れ親しむイベントなどを実施するほか、各文化施設においてさまざまな文化芸術事業が行われています。今後においても、市民がより身近で気軽に文化芸術を鑑賞したり、活動したりする機会の充実を図るほか、文化施設の維持・充実と効果的な運営を図るとともに、かごしま文化情報センター（ＫＣＩＣ）をはじめとしたＳＮＳ※の効果的な活用等による多彩な文化芸術に関する情報発信を充実させ、文化芸術に親しむ環境づくりを進めます。

(1) 文化芸術に触れる機会の創出

・市民が身近な場所で文化芸術に触れることができる催しなどの開催やアウトリーチ※事業を実施するとともに、文化施設などにおいて優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供します。

【主な市の取組例】
- おでかけランチタイムコンサートの開催
- かごしま教育文化振興財団※が実施する自主文化事業への支援
- 地域公民館など各施設における講座の開催

(2) 誰もが文化芸術活動に参加できる環境づくり

・年齢や障害の有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域に関わらず、市民が鑑賞や活動の主体となって文化芸術活動に関わることができるよう環境づくりを進めます。

・障害者の文化芸術活動については、文化施設の利便性向上や公演・展示等における配慮の提供などに取り組むとともに、活動への支援や芸術作品の展示などを通して、より多くの障害者が参加できる環境づくりに努めます。

【主な市の取組例】
- 障害者による絵画等の作品展の開催
- 高齢者を対象にした文化に関するイベントの開催
- 国際交流を促進するイベントの開催
- 文化施設におけるバリアフリー※化の促進

⑶ 文化施設の維持・充実と効果的な運営

・文化施設の運営や保全計画に基づく維持管理を適切に行い、市民が利用しやすい文化芸術活動の拠点としての機能を充実させるとともに、学校や社会教育施設との連携を図ります。

【主な市の取組例】
- ・川商ホール（鹿児島市民文化ホール）、プリンパホール谷山（谷山サザンホール）、かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館、市立美術館、ふるさと考古歴史館、市立図書館、天文館図書館、かごしま文化工芸村等の維持管理など
- ・所蔵品等のデジタル・アーカイブ化※

⑷ 文化芸術に関する情報の発信

・タイムリーで分かりやすい情報がより広く市民に届くよう、多様なメディアやＳＮＳの効果的な活用等により、文化芸術の情報発信の充実を図ります。

【主な市の取組例】
- ・かごしま文化情報センター（ＫＣＩＣ）の文化情報発信の拠点としての機能の活用
- ・各施設における文化情報の発信
- ・歴史・文化資産のポータルサイトでの情報発信

基本方針２　多様な文化芸術の創造　～創る～

文化芸術は、人々の自由な発想や創造的な表現活動により生み出されるもので、時代とともに多様な文化芸術活動が行われてきています。

本市においても、異なるジャンルの文化芸術の融合や、デジタル化の進歩による多様な形態による表現活動などが行われるとともに、市民の文化芸術の楽しみ方も多様化しています。

そのため、文化芸術活動を行う人の自主性や創造性を尊重するとともに、文化芸術の裾野の拡大を図り、新たな価値の創造につなげるため、市民が行う多様な文化芸術活動を支援します。

⑴ 多様な文化芸術活動への支援

・文化芸術団体等の活動への助成や各種情報や機会の提供などの支援を通して、新たな文化芸術の表現活動を含め、多彩な文化芸術活動の活性化が図られるよう取り組みます。

・文化芸術の裾野の拡大のため、多様な市民の文化芸術活動の支援や鑑賞者の掘り起こしによる新たな文化芸術や価値の創造を図ります。

【主な市の取組例】
- ・文化芸術活動活性化補助金による文化芸術イベントへの助成
- ・市民文化祭等の開催
- ・市民の創作した美術作品の公募、展示

基本方針３　次代の文化芸術の担い手の育成　～育む～

文化芸術は、長年にわたり培われてきた社会的な財産です。文化芸術が持続的に発展、継承するためには、子どもの頃から文化芸術を体験する機会の充実を図り、文化芸術活動をする人、関心をもって鑑賞する人、活動を支える人を育てていくことが大切です。

そのため、次代の担い手となる子どもや若者がさまざまな文化芸術に触れ親しみ、楽しむことで、豊かな感性や創造性を涵養するとともに、文化芸術活動を担う人材の育成に取り組み、次代へつながる文化芸術の好循環が生まれる環境づくりを進めます。

(1) 子ども・若者の文化芸術体験の促進と創造性の涵養

・教育分野や地域コミュニティ※との連携による取組や、新たな文化芸術の表現活動への支援などにより、子どもや若者が文化芸術体験を通してその魅力を感じる機会の充実を図り、豊かな感性や創造性を育みます。

・将来にわたって生徒が継続的に文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を図るため、部活動の地域展開に向けた取組を支援します。

【主な市の取組例】
- 小・中・義務教育学校や子育て支援施設への芸術家派遣等
- 市内の小学生のためのミュージカル観劇会の実施
- 鹿児島市立少年合唱隊の運営
- 部活動の地域展開（学校部活動から地域クラブ活動へ）に向けた取組の支援

(2) 文化芸術活動を担う人材の育成

・次代の文化芸術を担う演奏家・美術家等や文化の作り手と受け手をつなぐ人材など、文化芸術に携わる人づくりに文化芸術団体等と連携して取り組みます。

【主な市の取組例】
- 鹿児島市春の新人賞による芸術家の表彰
- 各分野における文化芸術に関する人材育成の取組

基本方針４　地域固有の文化財の保存・活用・継承　～守る・つなぐ～

文化財は、地域の歴史、文化などを知る上で欠かせないものであり、関心を高め、理解を深めることで地域に対する誇りや愛着を醸成するものです。

本市には、歴史・学術的に価値の高い史跡・名勝・天然記念物、時代を象徴する建造物や美術品、郷土の伝統芸能のほか、世界文化遺産や日本遺産など将来世代へ継承するべき多くの文化財があります。

そのため、これらの文化財を適切に保存するとともに、その価値や魅力の積極的な発信を行います。

(1) 地域に残る貴重な文化財と世界文化遺産の保存･活用･継承

・令和８年に認定された本市の文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の保存・活用に努めるとともに、市内外へ向け文化財の魅力の発信を積極的に行い、地域の活性化を図ります。

・世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」について、将来世代に継承するため、適切な管理保全と理解増進を図るとともに、情報発信を行います。

【主な市の取組例】
- 文化財の適切な保存活用と価値や魅力の発信
- 世界文化遺産の構成資産に含まれる異人館や国指定名勝の旧島津氏玉里邸庭園におけるイベント等の開催
- ボランティアガイドによる歴史や文化の案内

(2) 地域伝統芸能の保存と担い手の育成

・本市の伝統的な文化の魅力や価値を次代へ伝えるため、教育分野や地域コミュニティとの連携などにより、地域伝統芸能の担い手の育成に取り組みます。

・デジタル・アーカイブ化による地域伝統芸能の保存の支援に取り組みます。

【主な市の取組例】
- 地域伝統芸能の保存団体への支援
- 小学校等における郷土教育の取組
- 地域における伝統芸能等の文化活動への支援
- 地域伝統芸能の映像資料のデジタル・アーカイブ化と動画サイトでの公開

基本方針５　文化芸術を生かしたまちづくりの推進　～生かす～

文化芸術は、他者との共感や相互理解を促進する社会包摂の機能も有するとともに、新たな需要や高い付加価値を生み出すほか、人々の豊かな感性を涵養するなど多様な価値を有しています。

このようなことから、観光など他分野と連携することでさまざまな波及効果が生みだされ、地域の活性化や共生社会の形成などにつながることが期待されています。

そのため、観光、国際交流、福祉、教育、産業などの分野において、文化芸術を生かした取組を進めます。

(1) 観光、国際交流、福祉、教育、産業等の分野との連携

・文化芸術を生かした観光イベントの開催や国際交流の取組など各分野において地域の文化資源を活用した事業がさらに展開されるよう関係部署間の連携を図ります。

【主な市の取組例】
- 文化芸術を生かした観光イベントの開催、支援
- クリエイティブ産業※振興の取組
- 伝統的工芸産業の振興や販路拡大への支援
- アジア各国等との異文化交流の取組
- 西郷隆盛生誕２００年・没後１５０年記念プロジェクトの取組
- 各分野における文化芸術を通した参加体験や交流等による普及啓発の取組

(2) 文化芸術を生かした地域の活性化

・地域の文化芸術を生かした取組を支援し、地域の魅力の再発見や多世代交流などにつなげ、地域ならではの歴史等を生かした域内外の人々の交流等による地域の活性化を図ります。

【主な市の取組例】
- 文化芸術活動を生かした地域のまつりや地域コミュニティ活動への支援

4　成果指標

計画に掲げる施策の進捗を測る指標として、以下の３項目を設定します。

項目	策定時現況値	現況値※	目標値（令和８年度）	目標値（令和１３年度）
文化的環境の満足度 「本市の文化的環境（文化施設の整備状況、文化芸術に関する鑑賞の機会、創作に参加する機会など）に満足している」市民の割合	33.4%	32.7%	40.0%	40.0%
文化芸術を鑑賞した割合 「過去１年間に、文化芸術を会場・現場や自宅等で鑑賞した」市民の割合	63.3%	63.7%	69.0%	69.0%
文化芸術活動をした割合 「過去１年間に、音楽や美術、伝統芸能などの団体に所属したり、講座・教室に通ったり、個人的に取り組んだりするなどして、文化芸術に関する活動をした」市民の割合	26.0%	32.9%	31.0%	38.0%

※令和７年８月「まちかどコメンテーター」アンケート調査による

また、第六次鹿児島市総合計画における次の目標指標も参考にし、施策の進捗を測る目安とします。

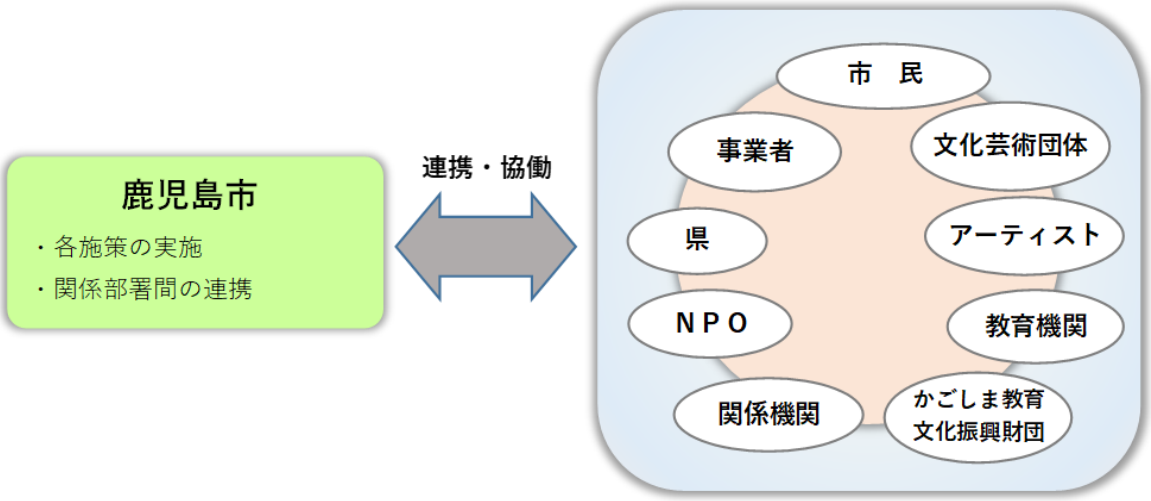
（参考）第六次鹿児島市総合計画　目標指標

項目	策定時現況値	現況値	目標値（令和８年度）	目標値（令和１３年度）
文化的環境が整っていると感じる割合 「文化芸術などに親しみ、身近に体験できる環境が整っている」と感じる市民の割合	46.5%	44.3%	56.0%	65.0%
市民文化祭等の参加者数	27,300人	41,335人	36,600人	46,000人
市内の文化財の指定等件数	193件	196件	195件	200件

第４章　計画の推進

１　推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、文化芸術団体、アーティスト、教育機関、事業者、ＮＰＯ※、県、関係機関など多様な主体と連携・協働して取り組みます。



２　計画の進行管理

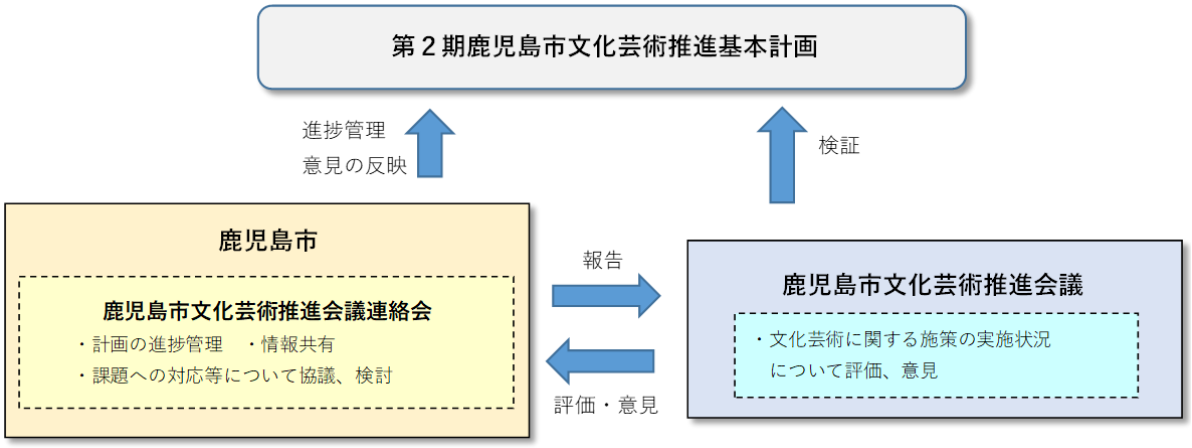
本計画に掲げる施策を推進するための組織を設け、施策の実施状況の評価、改善の検討を行うなど、ＰＤＣＡサイクル※による計画の進行管理を行います。

(1) 鹿児島市文化芸術推進会議

有識者等で構成される外部組織において、市から計画に掲げる施策の進捗状況等について報告を受け、検証及び評価を行います。

(2) 鹿児島市文化芸術推進会議連絡会

庁内関係部署で構成される組織において、計画に掲げる施策の進捗状況の把握や課題等について協議を行うとともに、推進会議における意見等の取組への反映について検討します。



参考資料

1　本市の主な文化・教育施設等
2　鹿児島市内の指定文化財等一覧表
3　鹿児島市文化芸術推進会議設置要綱
4　文化芸術基本法
5　障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
6　用語解説

1　本市の主な文化・教育施設等

川商ホール（鹿児島市民文化ホール）	
	県内最大級の客席数があるホールを有し、全国規模の大会やコンサート等の大規模な催しをはじめ、市民のさまざまな文化芸術活動などに利用されています。 （所在地）与次郎二丁目３番１号 （開館日）昭和５８年２月６日
プリンパホール谷山（谷山サザンホール）	
	多機能ホールや大小の会議室等を有し、さまざまな舞台芸術の公演などの催しやコミュニケーションスペースとして利用されています。 （所在地）谷山中央一丁目５８番５号 （開館日）平成元年１０月２０日
かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館	
	鹿児島ゆかりの文学者や鹿児島を舞台にした作品を紹介するほか、ミニアスレチックやトリックアートなど遊びながら童話や絵本の世界を体験できます。 （所在地）城山町５番１号 （開館日）平成１０年１月２９日
市立美術館	
	地元関係作家を中心とし、あわせて１９世紀末葉以降の市内外の作家の作品を主として収集・保存・展示するとともに市民や専門家へ開かれた美術館として、美術情報センター及び美術活動の場としての機能を有しています。 （所在地）城山町４番３６号 （開　館）昭和２９年９月
ふるさと考古歴史館	
	考古資料館及び調査研究施設として、本市の人々の暮らしと町の発展の歴史を、埋蔵文化財を通じて紹介するほか、各種映像・音響機器やソフトを駆使し、市民参加体験型の展示を行っています。 （所在地）下福元町３７６３番地１ （開館日）平成９年４月１７日

市立図書館	
	市内に在住、通勤、通学している人を対象に図書や雑誌の閲覧、貸出等を行うほか、さまざまな催しを開催し、地域の知の拠点として市民の生涯にわたる主体的な学習活動を支援しています。 （所在地）鴨池二丁目３１番１８号 （開館日）平成２年１２月１７日
天文館図書館	
	まちなかで誰もが気軽に本と触れ合い交流を育むことができる施設です。図書等の閲覧、貸出のほか、アーティストの作品を展示する有料のギャラリーやワークショップなどの活動に利用できる交流スペース等があります。 （所在地）千日町１番１号 （開館日）令和４年４月９日
生涯学習プラザ	※男女共同参画センターとの複合施設（愛称：サンエールかごしま）
	本市の生涯学習の総合的な推進を図るため、講座や施設利用を通して学習と交流の場を提供しています。音楽会や講演会など多目的に利用できる講堂（ホール）や情報・生活文化・音楽系の各種研修室などがあります。 （所在地）荒田一丁目４番１号 （開館日）平成１３年１月２５日
地域公民館	
	市内各地においてホールや会議室などの交流の場を提供するとともに、幅広い世代を対象にした講座の開催や自主学習グループの活動支援を行っています。 （所在地）中央、鴨池、城西、谷山、吉野、伊敷、武・田上、東桜島、吉田、桜島、喜入、松元、郡山、谷山北の市内１４か所 （開館日）昭和２年１０月１６日～平成２０年１０月１日
かごしま文化工芸村	
	陶芸のできる陶芸アトリエ、木工芸や竹細工のできる木工芸アトリエ、自由工房などがあり、緑豊かな自然の中で、さまざまな創作活動やものづくりを通じたお互いの交流に利用できる施設です。 （所在地）西別府町２７５８番地 （開所日）平成１６年１１月５日
かごしま文化情報センター（ＫＣＩＣ：Kagoshima Cultural Information Center）	
	幅広い分野の文化情報を発信する拠点として活動し、ＷｅｂやＳＮＳ※にて情報発信を行うほか、センター内では各種文化イベント等の情報（チラシ・ポスター等）を提供しています。 （所在地）易居町１番２号（市役所みなと大通り別館１階） （開所日）平成２５年８月１０日

２　鹿児島市内の指定文化財等一覧表（令和８年５月１日現在）

区　分	種　別	国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	3	5	1	9
	絵画	0	3	9	12
	彫刻	0	3	3	6
	工芸品	3	13	9	25
	歴史資料	6	2	2	10
	古文書	0	1	0	1
	書跡	0	4	0	4
	考古資料	2	2	3	7
無形文化財	芸能	0	2	0	2
有形民俗文化財	民俗資料	0	3	27	30
無形民俗文化財	民俗芸能	0	2	10	12
	風俗慣習	0	0	1	1
記念物	史跡	6	8	22	36
	名勝	2	1	1	4
	天然記念物	5	8	3	16
伝統的建造物群保存地区		0	0	0	0
文化的景観		0	0	0	0
計		27	57	91	175

※　登録文化財は２１件である。

※　その他、動物園等で飼育されている天然記念物等は９種である。

３　鹿児島市文化芸術推進会議設置要綱

（設置）

第１条　鹿児島市文化芸術推進基本計画（以下「計画」という。）に掲げる施策を推進し、本市の文化芸術の振興を図るため、鹿児島市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 計画の推進に関すること。

(2) 文化芸術施策の取組状況に関すること。

(3) その他計画に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は、会長、副会長及び委員１５人以内をもって組織する。

２　会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体等を代表する者

(3) 文化芸術活動を行う者

(4) 公募委員

(5) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌々年度の５月３１日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長等の職務）

第５条　会長は、推進会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が必要に応じて招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

３　会長は、災害その他の事由により、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。

４　オンラインによる方法等で会議に参加した委員等は、会議に出席したものとみなす。

（文化芸術推進会議連絡会）

第７条　推進会議の所掌事項に関する連絡調整のため、推進会議に鹿児島市文化芸術推進会議連絡会（以下「連絡会」という）を置く。

２　連絡会は、推進会議の所掌事項に関する連絡調整を行う。

３　連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

４　会長は、市民局市民文化部長をもって充てる。
５　副会長は、市民局市民文化部文化振興課長をもって充てる。
６　連絡会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
７　会長等の職務及び連絡会の会議については、前２条の規定を準用する。
（報償金）
第８条　委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が別に定める報償金を支払うことができる。
（庶務）
第９条　推進会議及び連絡会の庶務は、市民局市民文化部文化振興課において処理する。
（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
付　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和４年８月１８日から施行する。
（経過措置）
２　第６条第１項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日及び新たな任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、市民局市民文化部文化振興課において処理する。
付　則
この要綱は、令和６年６月１４日から施行し、改正後の鹿児島市文化芸術推進会議設置要綱第４条の規定は令和６年８月２５日以降に委嘱する委員から適用する。

別表（第７条関係）

鹿児島市文化芸術推進会議連絡会委員
総務局市長室国際交流課長
健康福祉局福祉部障害福祉課長
産業局産業振興部産業創出課長
観光交流局観光交流部観光振興課長
教育委員会事務局管理部文化財課長
教育委員会事務局管理部美術館副館長
教育委員会事務局管理部図書館副館長
教育委員会事務局教育部学校教育課長
教育委員会事務局教育部生涯学習課長

４　文化芸術基本法

（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）　最終改正：令和元年六月七日同第二六号

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条　国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二　文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三　国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条　政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条　政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2　文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3　文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4　文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5　文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二　都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方

公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2　特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章　文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条　国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条　国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条　国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条　国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条　国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条　国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条　国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条　国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条　国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等

の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条　国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条　国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条　国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条　国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条　国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条　国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条　国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条　国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条　国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条　国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条　国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容

易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条　国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2　国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条　国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九条の二　国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条　国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条　国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条　国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2　国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条　国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条　国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条　地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章　文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第三十六条　政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条　都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附　則　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（平成二九年六月二三日法律第七三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条　政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成三〇年六月八日法律第四二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（令和元年六月七日法律第二六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

５　障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

（平成三十年六月十三日法律第四十七号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条　障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二　専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三　地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2　障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条　政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本計画等

（基本計画）

第七条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針

二　障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7　第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条　地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2　地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章　基本的施策

（文化芸術の鑑賞の機会の拡大）

第九条　国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の創造の機会の拡大）

第十条　国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術の作品等の発表の機会の確保）

第十一条　国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の評価等）

第十二条　国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（権利保護の推進）

第十三条　国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援）

第十四条　国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術活動を通じた交流の促進）
第十五条　国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
（相談体制の整備等）
第十六条　国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
（人材の育成等）
第十七条　国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
（情報の収集等）
第十八条　国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。
（関係者の連携協力）
第十九条　国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章　障害者文化芸術活動推進会議
第二十条　政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。
2　前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附　則　抄
（施行期日）
1　この法律は、公布の日から施行する。

６　用語解説（五十音順）

（ア行）

ＳＮＳ　（掲載ページ：P16,P17,P25）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的ネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。

ＳＤＧｓ　（掲載ページ：Ｐ２）

「Sustainable Development Goals」の略称で、２０１５（平成２７）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に記載された２０３０（令和１２）年までの国際目標で、１７のゴールと１６９のターゲットが掲げられている。

ＮＰＯ　（掲載ページ：P13,P22）

Non Profit Organization（非営利組織）の略で、営利を目的としない公益的な市民活動などを行う民間の組織、団体のこと。

アウトリーチ　（掲載ページ：P16）

市民の芸術等に対する関心・理解を促進することを目的に、芸術家等が社会に向けて行う活動。

ウェルビーイング　（掲載ページ：Ｐ４）

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

（カ行）

かごしま教育文化振興財団　（掲載ページ：P16）

鹿児島市の教育、学術、芸術文化及び生涯学習の振興に寄与することを目的に設立された公益財団法人。

クリエイティブ産業　（掲載ページ：Ｐ６,P20）

デザインをはじめ、映像・ゲーム等のコンテンツ（メディアが記録・伝送し、人が鑑賞するひとまとまりの情報）など、個人の創造性や技術、才能に由来する知的ノウハウを活用した商品・サービスを生産する産業。

（サ行）

生成ＡＩ　（掲載ページ：Ｐ４）

人間の指示（プロンプト）に応じて文章、画像、プログラム等を生成できるＡＩモデルに基づくＡＩの総称のこと。

（タ行）

地域コミュニティ　（掲載ページ：Ｐ６,P18,P19,P20）

地域に住む住民同士がお互いに日常生活を支え合う社会のこと。本市においては、町内会やあいご会、地域コミュニティ協議会がそれぞれの役割の下、多様な地域課題の解決に向け、主体的に取り組んでいる。

デジタル・アーカイブ化　（掲載ページ：Ｐ３,P17,P19）

デジタル技術により、様々な資源を文字、映像、音声等により記録集積し、インターネット等で配信したり検索し再利用したりすることを可能としたもの。

（ハ行）

バリアフリー　（掲載ページ：P16）

社会のなかに存在する障害（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

ＰＤＣＡサイクル　（掲載ページ：P22）

品質改善や、業務改善活動などで広く活用されているマネジメント手法のひとつであり、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくもの。